

## 一般社団法人京都府臨床心理士会 委員会規程

### (総則)

第1条 一般社団法人京都府臨床心理士会（以下「本会」という）は、その運営のため、委員会を設置する。

### (目的)

第2条 この規程（以下「本規程」という）は定款第38条の規定に基づき、委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第3条 委員会は理事会に従って本会の会務を遂行する。

### (委員及び委員会)

第4条 委員会は、委員長1名、副委員長2名以内、及び委員で構成し、委員の任期は、当該事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うことができる。

3 委員長及び副委員長は理事の中から会長が選任及び解任をする。

4 委員長は当該領域の会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員は、委員長の推薦に基づき、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

7 委員の人数は、原則8名以内とする。

8 委員は、委員長及び担当理事に従って、当該領域の会務を遂行する。

9 委員は理事の代行として、他団体の会議に出席することができる。

### (改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、平成30年4月1日から施行する。